

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

1 日時

令和7年12月24日（水曜日）

午後1時43分開会、午後2時39分散会

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

千葉盛委員長、鈴木あきこ副委員長、岩崎友一委員、城内愛彦委員、高橋はじめ委員、
郷右近浩委員、菅野ひろのり委員、工藤剛委員、高田一郎委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

佐藤担当書記、畑中担当書記、関併任書記、伊藤併任書記、佐野併任書記

6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、大森副部長兼農林水産企画室長、照井農政担当技監、
今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、砂子田林務担当技監、
森山水産担当技監、村上技術参事兼畜産課総括課長、
筒井技術参事兼水産振興課総括課長、工藤技術参事兼漁港漁村課総括課長、
坂田技術特命参事兼農林水産企画室企画課長、尾形農林水産企画室管理課長、
臼井団体指導課総括課長、森団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長、
照井流通課流通企画・県産米課長、高橋農業振興課総括課長、
櫻田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
黒田農村計画課企画調査課長、柏原農産園芸課総括課長、
日影農産園芸課水田農業課長、佐々木畜産課振興・衛生課長、
高橋林業振興課総括課長、高芝森林整備課総括課長、成松森林整備課整備課長、
小川森林保全課総括課長、野澤水産振興課漁業調整課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

議案の審査

(1) 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第5号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第3条第3表中

1 追加中 1

2 変更中 1

- (2) 議案第2号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (3) 議案第3号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- (4) 議案第4号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (5) 議案第5号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第2条第2表繰越明許費補正中、第6款農林水産業費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1、2変更中1、議案第2号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第3号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、議案第4号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第5号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて、以上5件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大森副部長兼農林水産企画室長 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第5号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の当部の補正予算案は、物価高の影響を受ける農林水産業の支援に向け、国の経済対策を活用し、飼料などの生産資材価格の高どまりにより、厳しい経営状況にある農林、漁業者等への影響を緩和するための対応のほか、近年の資材等の高騰の影響を考慮した公共事業等を実施しようとするものであります。

それでは、議案（その1）の8ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の198億7,249万3,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の 28 ページをお開き願います。6 款農林水産業費、1 項農業費、4 目農業振興費の説明欄の四つ目、スマート農業機械等導入緊急対策費補助は、農業法人等が低コスト化や省力化に取り組むために必要なスマート農業機械等の導入に要する経費について補助しようとするものであり、その下、肥料コスト低減技術活用環境整備事業費補助は、農業法人等が化学肥料の一部を堆肥等に代替して栽培する場合に必要な機械の導入に要する経費について補助しようとするものであります。

5 目農作物対策費の説明欄の一つ目、鳥獣被害防止総合対策事業費補助は、市町村等が緊急に実施する熊被害対策の取り組みに要する経費について補助しようとするものであります。

次に、29 ページをお開き願います。2 項畜産業費、2 目畜産振興費の説明欄の一つ目、農場バイオセキュリティ向上対策事業費補助は、養鶏場における消毒薬や換気フィルターの導入による防疫対策の強化に必要な経費について補助しようとするものであり、その二つ下、配合飼料価格安定緊急対策費補助は、配合飼料購入費の価格上昇分に対して、1 トン当たり 2,000 円を上限に補助しようとするものであります。

次に、30 ページをお開き願います。3 項農地費、2 目土地改良費の説明欄の四つ目、経営体育成基盤整備事業費は、国の農業構造転換集中対策とも連動した圃場の大区画化や排水改良など、生産基盤の整備や担い手への農地集積の一体的な実施に要する経費について補正しようとするものであり、説明欄の下から二つ目、農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助は、農業水利施設の省エネルギー化に取り組む土地改良区に対し、農業水利施設の電気料金上昇分について補助しようとするものであります。

3 目農地防災事業費の説明欄一つ目、農村地域防災減災事業費は、地域の実情に即した施設の整備、保全等の防災・減災に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、32 ページをお開き願います。4 項林業費、2 目林業振興指導費の説明欄の二つ目、燃油・資材の森林由来資源への転換等対策事業費補助は、生産資材価格の高騰によるキノコ類生産者への影響を緩和するために要する経費について補助しようとするものであります。

4 目造林費の説明欄の一つ目、森林整備事業費補助は、伐採跡地への再造林や野生鳥獣の被害発生を抑制するための緩衝帯の整備等に要する経費について補助しようとするものであります。

5 目林道費の説明欄の一つ目、林道整備事業費は、幹線となる林道の開設や改良に要する経費について補正しようとするものであります。

6 目治山費の説明欄の一つ目、治山事業費は、土砂流出防止施設等の整備に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、34 ページをお開き願います。5 項水産業費、2 目水産業振興費の説明欄の二つ目、

水産業種苗価格高騰緊急対策費補助は、ウニやナマコの放流用種苗の価格上昇分に対して補助しようとするものであります。

10 目漁港漁場整備費の説明欄の三つ目、水産物供給基盤機能保全事業費は、機能保全計画に基づき、漁港や漁場施設の保全工事の実施に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 1）にお戻りいただきまして、議案（その 1）の 11 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は 6 款農林水産業費の地籍調査費負担金から 13 ページの漁港漁場整備管理までの 38 事業、192 億 9,079 万 2,000 円であり、翌年度に繰り越しをして執行しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。16 ページをお開き願います。第 3 表債務負担行為補正の 1 追加の表中、当部所管に係るものは、事項欄 1 の林道整備事業の 1 件であります。これは、令和 7 年度から翌年度にわたって施工される工事に係るものであり、期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

17 ページをお開き願います。2 変更の表中、当部所管に係るものは、事項欄 1 の治山事業の 1 件であります。これは、令和 7 年度から翌年度にわたって施工される工事に係るものであり、限度額を変更して債務を負担しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。23 ページをお開き願います。議案第 2 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これはかんがい排水事業、畑地帯総合整備事業、経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業のそれぞれにつきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市、町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、28 ページをお開き願います。議案第 3 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは基幹水利施設ストックマネジメント事業につきまして、農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市、村に負担させようとするものであります。

次に、29 ページをお開き願います。議案第 4 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは水産生産基盤整備事業及び水産物供給基盤機能保全事業のそれぞれにつきまして、水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、31 ページをお開き願います。議案第 5 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業及び漁港機能増進事業のそれぞれにつきまして、水産関係の建設事業に要する経費の一部を受益市、町に負担させようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 全体的な所感としまして、今回の経済対策、熊被害対策によりまして、農業はともかく、林業、水産業の事業が少ないと思っていまして、国から示された限度額にはまだ余裕がありますので、必要な事業はしっかり実施してほしいと思っています。

その上で、水産関係でお聞きしたいのですが、例えばふ化場などはかなり電気を使うと思います。農業ですと、今回土地改良区に対して農業水利施設の電気料金の上昇分について補助があるのですが、ふ化場に対する補助などは検討されているのかどうか、もしくは商工労働観光部の特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金で処理されるのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 ふ化場に対する支援でございますけれども、近年の取り組みの中で申し上げますと、ふ化場が海面養殖用種苗を生産する際の経費に対する補助金がございます、それに関しては実際にかかった経費が補助対象になりますので、近年の価格上昇分についても一応反映されたものと理解しております。それ以外になりますと、ふ化場に限定した形ではないのですが、特に燃油高騰に関しましては、国で平成 22 年に漁業経営セーフティネット構築事業を措置しております。その中で漁業者と国がそれぞれ積み立てを行いまして、それを原資として発動要件に合致した際には補填金が配分される支援もございますので、基本的にはまずそういったものをベースとして支援しているところと認識しております。

○岩崎友一委員 各漁業協同組合のふ化場の電気料金の上乗せ分というのは、国のそういった仕組みの中で既に面倒を見ていただいているという理解でよろしいのですか。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 先ほど申し上げましたとおり、ふ化場に関して申し上げますと、さけ定置合理化等実証事業を導入しており、なおかつその事業の対象となっている経費に関しましては、その価格高騰分も反映されていると認識しております。

○岩崎友一委員 県内のふ化場全体の中で、全ての漁業協同組合でそういった事業を活用されているのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 令和 7 年度におきましては、事業体でいいますと、6 経営体において事業を実施しているところでございます。

○岩崎友一委員 私も今回時間がなくて、漁業協同組合のヒアリングなどができなかったわけですが、どうしても林業、水産業の物価高騰対策が少ないと思っており、県でも先日の提出予定議案等説明会のとき 182 億円程度は経済対策として限度額が示され、80 億円は今回の補正予算案で使い、残り 100 億円のうち 20 億円、30 億円は医療局の光熱費の上昇分に使い、まだ 60 億円、70 億円は使える余地があると思っています。私も具体的に、林業や水産業の分を業界にしっかりとヒアリングした上で、きょう提案できないのは申しわけないのですが、特に漁業は厳しい状況にありますので、漁業協同組合などのヒアリングをしっかりして、国の経済対策を活用できるような事業をぜひつくって、寄り添

った対応をしていただきたいと思いますけれども、最後に佐藤農林水産部長にお伺いして終わります。

○佐藤農林水産部長　今回農林水産業全般にわたって、物価高騰、生産資材価格の高どまり対策ということで、林業と水産業の事業が若干少ないという御指摘をいただいたところではありますが、農業、林業、水産業、それぞれについての影響緩和対策として提案させていただいた状況であります。

特に岩崎友一委員から御指摘のありました水産の厳しい状況は共有させていただいております。先ほどふ化場に関しまして筒井技術参事兼水産振興課総括課長が答弁した事業は、来年度におきましても継続する事業と承知しておりますので、今後こういった部分の支援についてもしっかり検討していきたいと思います。

いずれにしても、目の前の価格高騰対策をしっかりと講じて、そして議決をいただいた後は速やかに執行に移していきたいと思います。

○菅野ひろのり委員　私からは、配合飼料価格について伺います。

まず、補正予算案を発表いただいた直後に、農業関係者から、こういう対応をいただいて本当に助かるという声をいただいたところでございます。御尽力に感謝を申し上げたいと思います。

まず配合飼料の値上がり状況はどのようになっているのか、加えて単味飼料についてはどういう状況なのか伺います。

○村上技術参事兼畜産課総括課長　まず、今の配合飼料価格の動向についてでございますけれども、配合飼料の主な原料でありますトウモロコシの国際価格がウクライナの情勢などを受けて上昇しているなど、為替の影響で令和3年はトン当たり平均8万485円から令和4年10月には10万1,196円まで上昇したところでございます。令和5年以降は、トウモロコシの豊作や国際価格が下落したということもありまして、令和7年9月の価格は9万4,321円と、ピーク時の10万円より若干下がっていますが、高どまりの状況になっているといったところです。

単味飼料については、価格の状況は把握できておりません。トウモロコシ価格が下がってきておりますが、まだまだ為替の影響などがあるものと考えております。

○菅野ひろのり委員　どの農家も基本的には配合飼料なので、全県的には配合飼料が主流なのだと思います。農業団体や生産者からは単味飼料についてもお願いしたいという声が以前からもあったと思いますが、その検討状況はどうなのか伺います。

○村上技術参事兼畜産課総括課長　単味飼料については、過去に国による支援がございました。県内の状況などを見ますと、奥州市前沢など一部地域で単味飼料を使っている状況がありますが、これからの畜産全般の配合飼料といったものを考えると、畜種限らずしっかり支援できるということで、配合飼料価格の支援といったことで御提案させていただいたところです。

○菅野ひろのり委員　根本的に外国産のトウモロコシ等の価格が高どまりする中で、国も

国産自給飼料に対する取り組みを後押ししているわけですが、岩手県の状況を見ると、当然小麦をつくったり、トウモロコシを積極的につくったりする状況ではない中で、岩手県としては自給飼料の取り組みについて今後どのように考えているのか、方向性を伺います。

○村上技術参事兼畜産課総括課長 自給飼料の取り組みの方向性ということですが、現在岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画の見直しを進めているところでありまして、国では基本方針において、鳥、豚も含めて自給飼料を1%増加するという方針が出されております。岩手県におきましても、これから増加させるといった目標設定をしておりまして、さらに自給飼料については来年度から早く増産できるように、ことしの11月には関係団体と一緒にいわて飼料生産・利用行動指針の共同宣言を行い、これからしっかりと関係団体と一緒に取り組んでいくといったことを宣言いたしまして、役割分担をしながら進めていきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 岩手県の様子を見ますと、そこまで広がっているわけではないと思うのですが、やはりホールクロップサイレージが中心になりやすいのではないかと思っています。

一方で、栄養価や嗜好性については、一般的な穀物とは違ったところはあるかもしれませんが、農業改良普及センターも中心に指導している中で、やはり岩手県の今ある農業形態の中で工夫して展開できるような飼料の取り組み、あるいは改良を進めていくことが農畜連携、あとは岩手県の中で循環できる農業につながっていくのだと思います。全部が代替できなくても、与える量の構成を変えるなど組み合わせながら、岩手県でも取り組めるようなものが根本的な対策になっていくのではないかと思いますので、その取り組みも引き続きお願いして終わります。

○高田一郎委員 私からは、まず鳥獣被害防止総合対策事業費補助についてお伺いしたいと思います。

先ほど説明がありましたように、これは市町村が実施する熊被害対策の取り組みを支援する事業で、箱わなや侵入防止柵など捕獲対策等、市町村の実情に応じて対応するものがあります。しかし、県議会12月定例会でも質問したのですが、市町村の要望額に対して満額配分されていないという問題があります。当時の答弁は、要望額に対して約79%——8割程度という内容でありました。今回の補正予算案でどれだけ補助されるのか、十分な支援策になっているのかどうかというのが一つです。

もう一つは、鳥獣被害防止対策ですが、今年度は人的被害、そして農作物の被害もありました。こういう農業関係における被害の実態、そして特徴はどのように把握されているのか。この2点についてまずお伺いしたいと思います。

○櫻田担い手対策課長 鳥獣被害防止総合対策事業費補助についてですが、今回の補正予算案では、箱わなや緩衝帯の整備、また熊スプレーの導入経費について計上するものになります。この予算につきましては、侵入防止柵については、市町村からの要望に基づき計上しています。また、箱わな、あるいは緩衝帯の整備、熊スプレーについては、そ

れぞれこれまでの実績に基づいて、希望する市町村については全て実施できることを想定して予算計上するものになります。

2点目、ツキノワグマによる農作物被害の状況についてであります。10月末時点で市町村から大まかな数字を調査しておりまして、それによりまして、10月末時点での被害額は7,800万円となっております。これは既に昨年度の被害額3,200万円を超えておりますので、令和5年度の約1億円という被害に迫るようなものになるかと想定しております。

○高橋農業振興課総括課長 被害の特徴的なところという御質問がありましたので、若干補足させていただきます。果樹で被害が大きいという特徴になっておりまして、例えば枝折れなどの特徴があると捉えております。

また、予算に対して本当に十分なのかというお尋ねもありました。今回は要望を取った中での予算の積み上げでございます。手続的にはこれからとなりますが、国でもクマ被害対策パッケージについて今回大きな補正予算を行ったということで、我々といしまして現場の要望をしっかりと反映できるよう、満額配分されるように国に働きかけていきたいと考えているところでございます。

○高田一郎委員 答弁を聞きますと、今回の補正予算の措置によって、市町村から要望されている鳥獣被害防止総合対策事業費補助は、ほぼその要望に応えるような中身だったと受けとめました。それで間違いありません。

この鳥獣被害防止総合対策交付金を活用すると、侵入防止柵、電気柵など設置する場合、国の交付要件は3戸以上となっております。戸数がまとまればいいのですけれども、例えばリンゴ園などはまとめるのは大変で、相当な面積なので、1戸でもやらなければいけない。そういうことについては、市町村の判断で独自の支援策をつくって、特別交付税で対応している自治体もあります。

この鳥獣被害防止総合対策交付金については、ほぼ市町村の要望に応える内容になっているということですが、市町村独自の対応についてもかなりの財政負担が伴っていると思うのです。どのように財政状況を把握されているのか、特別交付税のさらなる拡充の要望などを含めて、市町村の要望はどのように把握されているのかについても伺いたしたいと思います。

○櫻田担い手対策課長 各市町村の鳥獣の捕獲活動に対する取り組みについてであります。各市町村におきましては、その捕獲活動に対する捕獲従事者の支援等について、多くの市町村で市町村単独事業により手当が支払われていると承知しております。

市町村の独自の事業につきましては、特別交付税で8割まで措置されることとなっておりますが、これにつきましては、県としましては、これまでも鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算の措置について、繰り返し国に要望しているところでありまして、そういった交付金の措置について、今後もあらゆる機会を捉えて要望していきたいと考えております。

○高田一郎委員 今回の鳥獣被害防止総合対策事業費補助は国の鳥獣被害防止総合対策交

付金を活用した事業だと思うのですが、この事業を活用して捕獲対策などができることとなっております。捕獲後の対応についてですが、捕獲後の処理は市町村によって対応がまちまちで、私の選挙区でいえば、平泉町は穴を掘って埋設するという処理をしていますけれども、一関市については、殺処分した後にそのまま焼却場に持っていくことができないので、解体して、焼却場に持っていくといった大変面倒な対応をしています。そして、当事者の話によると、とても 8,000 円程度の捕獲手当では大変だということです。ボランティア、そして警戒パトロールなどは、わなを設置したところを行ったり来たりしているので、1 日 100 キロメートル以上運転するなどといった中で、その手当についても最低賃金プラスアルファ程度ということで、やはり今の実態に合わないのではないかと思います。県としては、捕獲対策は環境生活部になるのでしょうか。ただ、これは農作物に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲する対策でもあるので、県内の市町村の実態をよく把握して、これに対応していくために、今のこの捕獲手当の単価で本当にいいのかということも含めて、農林水産部としても環境生活部と連携して対応していただきたいと思うのです。

例えば一関市では西と東に猟友会があるのでありますが、東の猟友会については、捕獲した後、焼却場まで 30 キロから 40 キロあり、1 頭ごとに持っていったら効率が悪いということで、事務所の一角に死骸をストックして、たまってから持っていくといった状況になっているのです。そういったところもありますし、焼却場から近いところは毎日運んでいるということで、地域、自治体によっても対応はまちまちだと思うのです。そういった実態をよく把握して対応していくべきだと思うのですが、県内の実態についてどのように把握されているのか、今の単価が適当なのかどうか、これについて農林水産部としての考え方を伺いたいと思います。

○櫻田担い手対策課長 鳥獣の被害防止対策に係る捕獲後の処理ということでございますが、各市町村におきまして、それぞれの鳥獣被害防止計画に基づいて埋却する、または焼却すると定められているものになります。

搬入の手数料や経費などについて、各市町村でどの程度手当が支払われるかというところは詳細には把握しておりませんので、環境生活部とも連携しまして、把握しながら今後の対応について検討していきたいと考えております。

○高田一郎委員 農林水産部として実態把握されていないということですので、環境生活部と連携しながら、実態の把握に努め、今の手当が本当に適正なのかということも含めて、ぜひしっかりと協議していただきたいと思います。

次に、森林整備事業補助について伺います。今回 6 億 2,000 万円余が提示されております。事業内容を見ますと、野生鳥獣の被害発生を抑制するための林縁部における緩衝林帯の整備に要する経費を補助するということになっております。今回の補正予算案には、学校施設における伐採や県管理の河川敷における伐採など、それぞれの部局で緩衝帯整備を進めるという大変いい対応をしていただいたと思っております。

それで、森林整備事業で行う緩衝帯整備の具体的な対応、どの程度の面積になるのかなど、事業の全体像を説明していただけますか。

○高芝森林整備課総括課長 まず、今回の経済対策の補正予算案でございますが、このたびの森林整備事業では、人工造林下刈り、花粉の少ない杉苗木等への植えかえのほか、熊など野生鳥獣被害発生抑制のための緩衝林帯整備ということで6億200万円を追加で計上しているものでございます。このうち、緩衝林帯の整備の内容でございますが、人の生活圏への熊などの出没を防ぐことを目的といたしまして、生活圏と森林の境界において、雑草木の除去などによる緩衝林帯として整備を行うものでございます。今回の補正予算案では、市町村から要望のありました4ヘクタール分ということですが、その4ヘクタール分の緩衝林帯の整備を支援する内容となっております。

○高田一郎委員 市町村から要望があった4ヘクタールということでありました。これは、事前にいただいた資料を見ますと、恐らく林野庁の特定機能回復事業という事業を活用して、林相転換特別対策ということで、国の補助も受けながら対応するというところでございます。この事業をいろいろ調べてみましたら、自助努力では伐採、植えかえが進まない森林について、事業主体が森林所有者の協定に基づいて実施する、一貫作業を支援するという中身になっており、この自助努力では伐採できない森林について緩衝帯整備をするという中身だと思います。

今回の補助の内容は、林業事業体あるいは森林所有者に対して、40%の補助ということになっております。そもそも自助努力で伐採できない森林を整備するとなりますと、このぐらいの補助で事業が十分進むのかどうかというところを説明していただけますか。

○高芝森林整備課総括課長 今回の補助事業の補助率でございますが、まず国が10分の3、県が10分の1ということで、補助率としては10分の4となっております。あとは、事業実施上の査定係数がかかりまして、実質的な補助率は72%となっており、これは通常の森林整備事業の間伐等の補助率と同程度の補助率となっております。

○高田一郎委員 最後に農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助についてお聞きしたいと思います。これは、土地改良区が維持管理する水利施設の電気料金の高騰に対する支援策ということで、これも事前に説明資料をいただきましたが、これは国が行っている事業に対応できない土地改良区についても県の独自の支援ということで、昨年度に引き続き対応していただいているということで、これは土地改良区関係者からも大変歓迎の声が出ております。感謝申し上げたいと思います。

それで、今回のスキームを見ますと、その高騰分に対する補助率が70%と、県の単独事業については2分の1補助となっております。問題はその補助対象期間が令和7年6月から9月までとなっておりますが、6月から9月までとしたのはどのような理由からなのか、説明してください。

○今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助の期間でございますけれども、この事業は国の事業を活用して支援させていただいて

いるものでございます。国では、当初この電気代の補助につきましては、昨年度で廃止ということで進めておりましたが、今年度に入りまして新たに別なメニューを創設しまして支援を再開する方針を打ち出しております。その新しいメニューの補助事業の要綱制定が6月となったようで、国ではその要綱制定がなされました6月からの支援となっております。県としてもそれと連動した支援期間とさせていただいております。

○高田一郎委員 国の新しい事業に合わせて6月から9月にしたということなのですか、去年はどうでしたか。

○今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 昨年度までは、4月からの支援対象となっております。

○高田一郎委員 そうなのです。去年は4月から9月で、ことしは6月からなのですが、今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長も県南地域にいましたのでわかっていると思うのですが、土地改良区の水利施設は6月からではなくて4月からで、せいぜい4月から8月です。それで、この間の価格高騰によって経費が倍増するといった状況の中で、補助対象期間が6月から9月となりますと、ある土地改良区などは実際は高騰分の3割、4割程度の補助になってしまうということなのです。7割補助や2分の1補助というのは全然違う、実態と合わないという声も出ております。もちろんこういう制度をつくったことは大変評価したいと思うのですが、例えば土地改良区によっては1カ月の電気料は600万円、700万円くらいの規模なのです。国のスキームに合わせることも大事かもしれませんが、土地改良区の電気代が今物すごく高騰して、賦課金もどんどん上がっております。そういったことを含めて、その事業をつくる時に内部でそういう検討をされなかったのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 この事業を継続する際に、4月からの支援というものは検討しましたが、どうしてもやはりこれまでも国の事業スキームを基本にしておりましたので、最終的には6月からとなったものでございます。

高田一郎委員からも御指摘がありましたとおり、代かきを行う5月に一番水を使います。電気代を使う時期が外れているといったことに対しては、地域の実情をしっかりと国に働きかけていきたいと考えておりますし、もう一つは電気代の影響を受けにくい施設の整備では、あまり電気代がかからないポンプへの更新や農業者の方々に今から節水を呼びかけるなど、そういった対応もしっかりと取っていきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 高病原性鳥インフルエンザについてお尋ねしたいのですが、ことしは大変な状況ですが、皆さん大変御苦労さまでございます。高病原性鳥インフルエンザの発生の原因などについて、現在改めてどのような分析をされているのか、まずお尋ねします。

○佐々木振興・衛生課長 高病原性鳥インフルエンザの発生の原因についてですが、この原因というところは国からもまだ明確に示されているところではありません。また、県としましては、発生防止予防対策を的確に実施するために、発生原因の特定に今後も取

り組んでいただきたいというところを国に対しても要望しているところです。

○高橋はじめ委員 その上で今回の取り組みについてなのですが、新規として農場バイオセキュリティ向上対策事業費補助ということですが、中身的には消毒液や換気フィルターの導入という事例もあるのでありますが、果たしてこれまでの取り組みとどのように違うのか、それとこれで果たしてどれだけその有効性が向上していくものなのか、その辺についてはどのような状況でしょうか。

○佐々木振興・衛生課長 この事業につきましては、本年9月に飼養衛生管理基準が改正され、大規模農場を対象としたほこりを介したウイルスの侵入を軽減するじんあい対策や殺処分の対象となる家禽の数を削減する分割管理の検討が義務づけされたところでございます。

また、過去に発生が複数あった地域や農場が集中した地域におきましては、発生のリスクが高い地域になりますので、あらかじめ農林水産大臣が指定して、消毒薬の備蓄、野鳥の生息状況の把握等の対策、発生に備えた準備措置を規定されたところでありまして、その対策を講じるための予算として国の補正がございましたので、農場が行う対策を支援するというところで補助を始めたところでございます。

○高橋はじめ委員 補助先としては、生産者の組織する団体ということなのですが、団体としての取り組みはしっかりと打ち合わせをしながら展開していけるようにしているものなのかどうか。

それから、団体からの要望に合わせた取り組み、施策などについてはいかがでしょうか。

○佐々木振興・衛生課長 今回の事業ですけれども、過去に発生が複数あった地域や養鶏場が密集している地域を大臣指定にして対策を行うこととしております。

本年9月に飼養衛生管理基準が改正されておりまして、その後家畜保健衛生所でも農場に対して、これらの対策を徹底するよう指導を行っているものです。

○高橋はじめ委員 いずれ目に見えないものに対する取り組みなので、事業を進めるに当たっても大変でしょうけれども、ことしの冬も連続して発生することがないように、しっかりと十分な対応策を取っていただければと思っております。

それともう一点、水産業種苗価格高騰緊急対策費補助についてですが、先ほどの説明では、ウニ、ナマコということでありました。ことしは宮古市でのサケ漁も本当に皆無の状況です。私も新巻ザケのファンでございまして、宮古市で新巻ザケはないということで、非常にショックを受けております。いずれ海流も蛇行が収まって、平時に戻りつつある状況もあるのでありますが、それに向けて、種苗確保、稚魚の養殖をしていかなければならないと思うのですが、最近そのような話が全く出てこないです。それと養殖場の維持管理をしていかなければならないとも思うのですが、その辺はどのようなになっているのか現状をお尋ねします。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 高橋はじめ委員からお話がありましてとおり、近年サケの回帰が非常に悪い中で、その稚魚生産に必要な種卵を確保するために、一つには

海産親魚といいまして、川に上がる前の海の魚から卵を取るという県内の取り組みと、それから北海道を初め県外からその種卵を提供していただくことによって、必要な卵を確保するという取り組みも近年進めているところでございます。

その上で、ことしの状況でございますけれども、12月10日現在の県内での卵の確保状況ですが、579万粒ということで、非常に少なかった昨年の41%という状況になっております。

一方、県外からの輸入ですけれども、こちらは昨年よりも多くなっておりまして、527万粒ということですが、これも令和4年、令和5年当時にはおよそ5,000万粒ほど入ってきておりましたので、それと比較すると約1割という状況になります。

結果としまして、本年度目標としておりました採卵数に対しましては、12月10日現在で、計画に対して13%という状況でございます。

○坂田技術特命参事兼企画課長 種苗のサケの養殖ふ化場の管理でございますが、そのとおりサケの卵がなかなか確保できない状況でございます。昨年の事業から、いずれそのふ化場を活用して、サーモンの稚魚を育てるような事業をやっておりまして、今後もそれは拡大していくといった認識でございます。その中で、ふ化場についてはそういった部分での有効活用を促しておりますし、漁業協同組合もそういった取り組みにじかに取り組んでいただいている状況でございますので、そういう部分で今のサケの不漁について、ふ化場の有効利用を進めていると承知しています。

○高橋はじめ委員 いずれ施設は繰り返し使っていないと、退化が非常に激しいのです。せっかくお金をかけて整備している施設でございますので、それらの維持管理もしっかりとしていただきながら、魚卵が計画どおり集まれば、それをすぐふ化なり養殖できるようにしていく体制整備について、ぜひ今後しっかりと取り組みをしていただければと思っております。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。